

聖マリア学院大学大学院看護学研究科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、聖マリア学院大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、聖マリア学院大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程及び履修方法、試験等に関して必要な事項について定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、人間の尊厳を基盤とし、保健・医療・福祉環境の変化に創造的かつ先駆的に対応できる人材を育成し、実践と研究を通じて看護学の発展に寄与することを目的とする。

(大学院のコース)

第3条 学則第4条の規定による修士課程には、修士論文コース及び専門看護師コースを置く。

(コース・領域等の変更)

第3条の2

コース・領域・分野の変更は原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、教授会の意見を徴して学長が変更を認めることがある。

(指導教員)

第4条 学生の履修、研究及び論文の指導のため指導教員を置く。

- 2 指導教員は、専任の教授又は准教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、研究科教授会（以下「教授会」という。）の意見を徴して、学長が認めた教員をもって充てることができる。
- 3 指導教員は、学生の研究を指導し、あわせて学生の授業科目の履修などに適切な助言を行うものとする。
- 4 指導教員の変更は原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、教授会の意見を徴して学長が変更を認めることがある。

(学位論文の指導)

第5条 学位論文の指導については、学位論文研究計画書（以下「計画書」という。）を作成する段階から前条に規定する指導教員を主研究指導教員とし、学生の研究内容に応じて教授会の意見を徴して学長が指名した副研究指導教員による複数の指導体制をとる。

- 2 主研究指導教員は、副研究指導教員と連携をとりながら研究指導にあたるものとし、学位論文の計画書の作成ならびに研究課題における学生の指導及び相談等においては、主たる指導者としての役割と責任を担うものとする。
- 3 副研究指導教員は、主研究指導教員の要請を受けながら、研究方法や内容等について、学生の指導及び相談を行い、研究が円滑に進むように支援するものとする。

(授業の方法)

第6条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、

多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(履修手続)

第6条の2 学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の指導のもとに、毎学年の所定の期日までに履修願を教務課に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する期日までに履修願を提出しなかった科目については、授業及び試験を受けることができない。
- 3 履修願提出後は、授業科目を変更又は取り消すことはできない。ただし、特別の理由があるときは指導教員と当該担当教員の承認を得て教務課に変更を願い出ることができる。

(単位の認定)

第7条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行う。

(単位認定試験)

第7条の2 単位認定試験の種類は以下のとおりとする。

- (1) 定期試験：学期末に行う。但し、科目によっては随時行う場合がある。
 - (2) 追試験：試験当日、病気その他やむを得ない理由で欠席した者に対し行う。
 - (3) 再試験：試験の結果、不合格になった場合、修了までに所定の単位を修得できない見込みの者に対し、科目責任者が必要と認めた場合に行う。
2. 次の場合は単位認定試験等の受験資格を認められない。

- (1) 授業出席時間数不足の場合
授業開設予定時間数に対し、
 - 一、講義、演習を3分の1を超えて休んだ場合
 - 二、実験、実習、実技を4分の1を超えて休んだ場合
- (2) 履修登録を行っていない場合
- (3) 授業料その他納付金未納の場合

(成績の評価及び判定)

第8条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した科目の成績は、優、良、可、不可の評語をもって表し、その区分は次のとおりとする。
 - 優 (80点以上)
 - 良 (70点から80点未満)
 - 可 (60点から70点未満)
 - 不可 (60点未満)
- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 学位論文の評価は、第1項の規定を準用することとし、最終試験は合格、不合格をもって表す。

(修士論文)

第9条 修士論文の提出の期限、審査の方法その他学位の授与に関する事項については別に定める。

(修了要件)

第10条 本学大学院修士課程を修了するには、2年以上在籍し、学則に定める授業科目から分野ごとに定められた単位以上の履修を必要とし、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 最終試験は、所定の単位を修得し、前条に規定する修士論文を提出した者について行う。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。